

生活保護減額は違法

「厚労相裁量権の逸脱」

大阪地裁判決

生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法に反するとして、大阪府内の受給者42人が減額取り消しなどを求めた訴訟の判決で、大阪地裁（森健一裁判長）は22日、「厚生労働相が生活保護基準を減額改定した判断には裁量権の逸脱や乱用があり、違法だ」と述べ、基準に基づく自治体の減額決定を取り消した。

（23面に関連記事と判決要旨）

受給者側初の勝訴

全国29地裁（原告約900人）に起こされた同種訴訟で2例目の判決で、受給者側の勝訴は初めて。引き下げが適憲かどうかは判断しなかった。

国は2013～15年、物価下落などを理由に、生活保護費のうち食費や光熱水費などの日常生活に充てる「生活扶助」を平均6・5

％、最大10％引き下げた。削減総額は約670億円に上った。各自治体も、国が改定した生活保護基準に基づき支給額を変更。原告らは居住する大阪市など府内12市には減額決定の取り消し、国には1人1万円の慰謝料を求めている。

大阪地裁判決 骨子

- 自治体の減額決定を取り消す
- 厚生労働相による生活保護基準の減額改定は、客観的な数値や専門的知見との整合性を欠く
- 減額の判断過程や手続きに過誤・欠落があり、生活保護法に違反し、違法

生活保護基準を減額したことを問題視した。08年は原油や穀物の価格高騰で物価が

上がっており、同年を起算点にすると、物価下落率が著



生活保護制度
憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度。国の生活保護基準に基づき「最低生活費」から収入を引いた差額が保護費として支給される。生活費に相当する「生活扶助」や家賃を支給する「住宅扶助」などがあり、金額は地域や世帯の人数・年齢で異なる。2020年11月現在の受給者は約204万人。過去最少の約88万人だった1995年の約2・3倍に増えている。

しく大きくなっていった。また、国はこの間、物価が4・78％下がったと算定したが、これはテレビやパソコンなどの物価下落を考

慮したものだと指摘。生活保護世帯では、こうした品目の支出割合が一般世帯よりも低く算定根拠にはならないと判断し、「統計などの客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く」と批判した。

その上で、「健康で文化的な最低限度の生活」という生活保護の趣旨を踏まえ、国が基準を改定した判断過程や手続きに「過誤、欠落がある」と指摘し、生活保護法に違反すると結論付けた。国への慰謝料請求は退けた。

名古屋地裁判決（20年6月）は、引き下げについて大阪地裁の判決後、「勝訴」と認められた紙を掲げる原告側弁護団十人大阪市北区で22日午後3時5分、久保玲撮影

厚生労働省は「裁量の範囲内」と認め、受給者側の請求を棄却していた。厚生労働省は「内容を精査し、関係省庁や自治体と協議の上、今後の対応を検討したい」とコメントした。

【伊藤達】

生活困窮 訴え届いた

大阪地裁判決

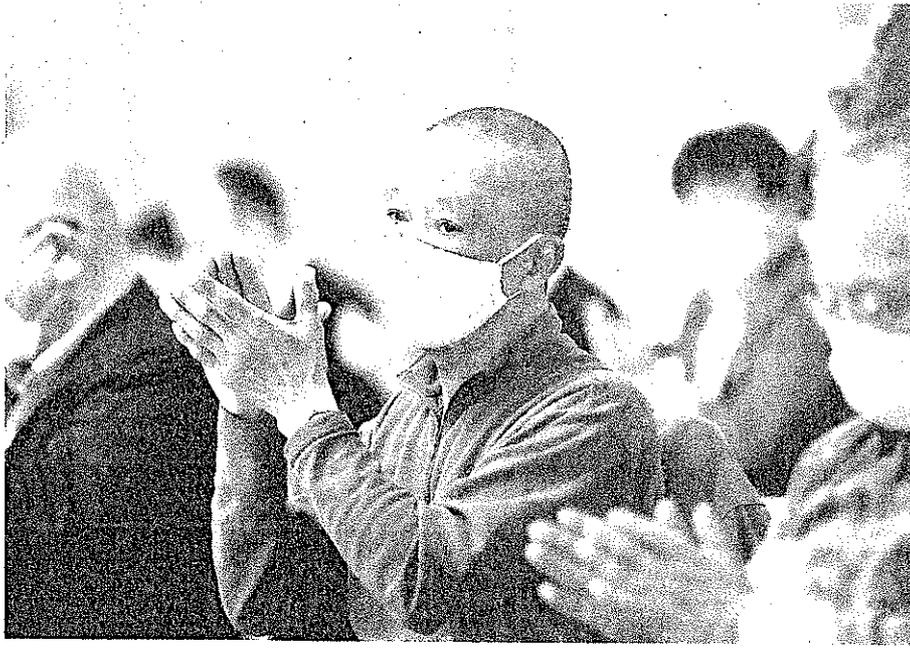
「保護基準 見直しを」

「涙が止まらない」。生活保護基準を引下げた国の判断を違法とした22日の大阪地裁判決。貧窮や鬱気代を抑えるなどとして、ぎりぎりの生活を続けてきた原告の生活保護受給者らは「画期的な判決」と喜び合った。新型コロナウイルスの感染拡大で公的支援が必要な人は増えており、保護基準の見直しを求める声も上がった。(一面参照)

「決定を取り消す」。午後3時、判決が言い渡される。原告側の弁護士は拳を握りしめた。地裁前で「勝訴」「保護費引き下げの違法性認める」と書かれた旗が掲げられると、集まった約40人の支援者から「やった」「勝った、勝った」と

と歓声や拍手が上がった。判決後、原告団は報告集会を開いた。共同代表の小寺アイ子さん(76)は大阪府旭区に「今の生活は苦しいんだという思いが裁判長の心に深く刺さったのだと思う。涙が止まらない」と声を震わせた。仲村義男さん(74)は同市大正区に「人間がどん底に落ちても、助けてくれるセーフティネットが生保制度だ。勝訴はうれしくて仕方ない」と目を細めた。

原告らは24日にも、厚生労働省に控訴断念や速やかな保護費の見直しを要請する方針だ。全国で同種訴訟の幹事役として活動する尾藤広喜弁護士(京都府護国会)は「厚労省との交渉ではこの勝訴判決を突きつける。制度的な引き下げだったと裁判所が真正面から認めた。他の訴訟にも大きな影響が出るだろう」と評価した。提訴した2014年当時と比べ、新型コロナウイルスの影響で元の鬱気は悪化している。小久保弁護士は、「困窮して生活保護を必要とする人は増えており、保護基準の見直しが必要だ」と強調した。



判決後の集会で拍手をする原告の堀立夫さん(大阪府北区)で22日午後4時49分、久保玲撮影

原告の一人、堀立夫さん(88)は大阪府住之江区に「勝訴判決に、「裁判所が人の心を持ってくれた。訴えが報われた」と顔をほころぼせた。高校中退後、造船所や鉄骨工場の溶接士として働いた。腰に負担がかかる体勢で長時間作業し、26歳で椎間板ヘルニアを発症。手術して仕事に復帰したが、59歳の頃に再び腰が痛み出し、退職を余儀なくされた。わずかな貯金も底を突き、2011年

「画期的な判決」 佐賀の弁護士 甲木事務局長は「今後は佐賀でも大阪地裁の判決を参考に主張する」と語った。【高橋広之】

「覚悟の行動報われた」

から生活保護の受給を始めた。保護費は月約11万円。つまり、生活が続いていたが、13年8月、月額数千円の引き下げが始まった。コメは国産よりも安い米国産を買い、6枚切りの食パンを12枚に切っ少す。食パンを2枚に切っ少す。生活が切り詰めた。支給日前には手元に4000〜5000円しか残らないと。最低限度の生活とは何か、国は直視すべきだ」と注文を付けた。

「国がやるべきことが全て正しいわけではない。黙っていただけだ。覚悟を決めて、原告団に加わった。以前は、働かず愈けた者が受給しているのではないかという陰口を気にしていた。20年10月、法廷で陳述した際は、「国民の権利の一つだと思っっている」と力強く語った。22日の判決。裁判長が読み上げる途中で勝訴を確認し、熱いものがこみ上った。「減額前の支給に早く戻してもらいた。

【伊藤雄】